

◎原子力委員会設置法の一部を改正す

る法律

(平成二六年六月二七日法律第八七号)

一、提案理由(平成二六年五月二八日・衆議院内閣委員会)

○山本国務大臣 たいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

原子力委員会は、昭和三十一年に設立して以降、時代に応じてその役割が見直されてまいりましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故等による原子力をめぐる環境変化等を踏まえ、その役割について抜本的な見直しが必要となっており、

この法律案は、このような観点から、原子力委員会の所掌事務について、原子力の平和利用や放射性廃棄物の処理、処分等、原子力利用に関する政策の重要事項に重点化することとし、形骸化している事務を廃止、縮小する等の所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力委員会の所掌事務から、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積もり及び配分計画に関する事務、核

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務、原子力利用に関する試験及び研究の助成に関する事務、原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関する事務、原子力利用に関する統計の作成に関する事務を削除するとともに、原子力委員会の所掌事務として、法律に基づき原子力委員会に属させられた事務を追加いたします。

第二に、原子力委員会は、委員長及び委員二人をもって組織するとともに、委員のうち一人は、非常勤とすることができるものとします。

第三に、原子力委員会は、委員長及び委員一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないものとするとともに、委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決するものとします。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。また、この法律の施行の日の前日において原子力委員会の委員長及び委員である者の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、その日に満了するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年六月三日)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災後の原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務を見直すほか、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日山本国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、同月三十日に質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年五月三〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けて、放射性物質による影響の軽減・解消を図るための取組や廃炉に向けた研究開発等を強化すること。

二 エネルギー基本計画(平成二六年四月十一日 閣議決定)を踏まえ、原子力委員会は、原子力損害賠償制度の見直しや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む核燃料サイクル政策の在り方など、原子力政策全体について早急に検討すること。

三 東京電力福島第一原子力発電所事故等により原子力行政に対する国民の信頼が大きく低下することとなったことから、国民の信頼醸成に向けて、公正な政策決定プロセスの設計等に努めること。また、原子力委員会及び事務局の運営に当たっては、利害関係者との関与について国民の疑念を招かない措置を講ずるなど、透明性の確保に十分に留意すること。

四 原子力委員会及び原子力規制委員会は、互いの動向や問題意識を理解するため連携体制を構築すること。

五 原子力委員会は、国際原子力機関(IAEA)を始め諸外国の関係機関との連携強化を図り、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献に努めること。

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○水岡俊一君 たいいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。本法律案は、原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務の見直し、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、原子力委員会委員長及び委員の選定における公正性、透明性の担保、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた研究者及び技術者の育成、原子力発電の経済的合理性及び供給の安定性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべ

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

きである。

一 原子力委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、再発防止策等について継続的に審議を行うとともに、原子力委員会設置法第二十四条及び第二十五条の規定を積極的に活用すること。

二 原子力委員会は、委員会及び事務局の運営の公正性・透明性の確保に努めること。

三 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向け、放射性物質による影響の軽減・解消及び廃炉措置が重点的に取り組むべき課題であることに鑑み、政府は、これらの技術等に關し、研究者及び技術者の育成並びに研究開発支援の強化を行うこと。

四 本年四月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、政府は、原子力損害賠償制度の見直しや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む核燃料サイクルの在り方など、原子力政策全体について早急に検討の上、適切な措置を講ずること。

五 政府は、我が国の原子力政策が東京電力福島第一原子力発電所事故等により国民からの信頼を著しく低下させるに至った現状を十分認識し、国民の信頼を回復するため、公正な政策決定過程の設計等に努めること。

六 原子力委員会の委員長及び委員の選定に当たっては、政府

原子力委員会設置法の一部を改正する法律

三二四

は、利害関係者の関与等について国民の疑念を招かない措置を講ずるなど公正性・透明性の確保に十分に留意すること。

七 原子力委員会と原子力規制委員会は、連携を強化し、互いの動向や問題意識を理解するよう努めること。

八 政府は、国際原子力機関及び諸外国との連携強化を図り、唯一の被爆国として、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献を通じた国際協力に取り組みこと。

右決議する。